

① 「市の考え方」を作成したもの			
整理番号	該当項目	意見内容（要旨）	市の考え方
1	条例名、前文	条例の題名は、内容を的確に反映し覚えやすくもっと簡潔な題名にすべきである。（代替案⇒「立川市差別のないまちづくり条例」。略称（例⇒「立川市差別解消条例」）。	条例の名称については市民や障害当事者の方を含めた条例策定検討委員会で協議し、この名称となりました。「障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちをつくる」という条例の基本理念に基づいております。
2	条例名、前文	条例の前文は、条例制定の趣旨・由来（条例制定が求められる背景）や理念・目的の強調が述べられるものとされています。そこで、「条例制定の背景と経緯」に書かれている、国際法としての障害者権利条約の国連総会での採択と同条約の批准に伴う国内法の整備について簡潔に触れ、それに加えて立川市が独自に条例制定に取り組むに至った背景を述べるようにしたらいかがでしょうか。一読して、立川市の条例であることが分かるものであってほしいと思います。また、前文は、広く一般市民の共感も得られるよう、ある程度の具体性を持ち、用語も平易で軟らかく分かりやすい表現が望ましいと考えます。素案の前文は、全体的に抽象的で、用語も「孤立」「排除」「集団性」「画一性」「価値観」「かがやき」など平易とは言えず硬い印象を受けます。具体性では、背景とも関連しますが、立川駅のエレベーター設置の先駆例などがあげられます。	前文は、条例に期待する策定検討委員会委員の思いや、同委員会の協議の中で条文に規定できなかった内容をもとに委員がまとめたもので、市としても尊重しております。ご指摘のあった障害者権利条約の批准と国内法の整備については第1条の逐条解説、エレベーター設置については前文の逐条解説にそれぞれ記載いたします。
3	第1章 総則	「市や事業者の負担になり過ぎない範囲で」と書かれていますが、市は義務であり、事業者は国の法律では過重な負担が無い範囲でと書かれていますが。立川市の条例は国の法律以下の基準に読めます。	市の条例では、合理的配慮については、障害者差別解消法第7条第2項の規定に基づいて規定しております。なお、障害者差別解消法においても、合理的配慮の実施に伴う負担が過重である場合には、行政機関等や事業者には義務とはしていません。但し、過重な負担に当たると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るようにしてまいります。
4	第1章 総則	責務規定について、市、事業者、市民の三者には立場の違いがあることから次のように責務にも違いがあることを明確にすべきであると思います。市は、条例に基づき障害を理由とする差別の解消を図る施策を立案・実施する権限をもつとともに義務を負います。条文では、何らかの対応を必要とする義務規定を原則とします。	この条例は、障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちにするための方向性を示した条例です。市については、障害や障害のある人に対する理解促進と差別の解消に向けた施策の実施及び社会的障壁の除去についての合理的な配慮を義務としております。
5	第1章 総則	事業者は、その事業が社会に大きな影響を与えることから障害を理由とする差別の解消を積極的に進める必要があります。条文では、任意の努力義務が原則ですが、必要に応じて何らかの対応を必要とする義務規定とします。市民は、社会を構成する一員として、障害を理由とする差別の解消に努めなければなりません。条文は、任意の努力義務とします。	事業者については、障害者差別解消法に基づき合理的配慮の提供について努力義務としておりますが、障害を理由とする差別的な取り扱い禁止は禁止されており、本条例に規定する相談・あっせん・勧告・公表等手続きの対象となっております。市民については、本条例の基本理念に則り、障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちをつくるために協力するよう努めるものとしております。
6	第2章 差別の禁止	この条例が単なる禁止事項ではなく、全ての人に周知されることと、条例の意味を深く理解してもらいたいと思います。そのための具体的な発信を行政にお願いします。	市民等への周知啓発につきましては、重要な課題と認識しており、市だけではなく障害者関係団体などの方々と協働して取り組んでまいります。なお、条例策定を周知するため、平成30年3月17日にアイムホールにおいて「条例策定記念講演会」を開催いたします。

整理番号	該当項目	意見内容（要旨）	市の考え方
7	第3章 合理的配慮等	学校と保護者との情報共有が大切。それには信頼関係が大切ですが悪循環に陥らないよう今後とも保護者が安心して相談できる体制を保護者にアピールしていくことが大切だと思います。 障害者への理解ということとか「道徳」の授業で終わりやすい。「保健/健康」教育として誰にもいづれ自分自身も障害者になることを分からせ、心の障害等への理解を深める必要がある。	障害や障害のある人に対する理解を広めるためには、教育の場が重要であると認識しており、教育委員会とともに取り組みを進めてまいります。
8	第3章 合理的配慮等	全市民的我が町ルールとなることを目指す条例かと思いますが、前文以外には市民に直接具体的に関係するような箇所がなく、「関係者のもの」といった印象も。例えば、学校の社会科で立川市を学ぶ時に、前文を学ぶことが市立全校共通カリキュラムにあげられるような、市民責務の定めが必要ではないでしょうか？総合的学習の時間で障害者理解の取り組みを独自に続けておられる授業に居合わせた時、担任教師は学びの結びに「かわいそうな障害者に優しくしましょう」とまとめていました。強い違和感を感じます。人権学習としても、教育現場での前文学習必須の定めをご提案致します。	
11	第3章 合理的配慮等	障害者に対する障害を理由とする差別や偏見を解消するためには、義務教育や生涯学習における取組みが決定的に重要です。そこで、素案の「合理的配慮等」の「③教育」の第2・3の項目は、「相互理解の促進」に移し、生涯教育も含めて、総合的・横断的な差別・偏見の解消策を推進するような規定にすべきです。	障害や障害のある人に対する理解の促進は、分野に関わらず市・事業者・市民すべてに必要なこととして「相互理解の促進」の条項で規定しております。 また、特に就学期の段階で正しく理解することが必要なことから、重要な分野の一つとして「教育」を設け、教職員が理解を深め、児童・生徒はもとより保護者に対して必要な知識を提供できるよう規定しております。
12	第3章 合理的配慮等	教育では冒頭で、共に育ち、共に教育することを基本と述べてつも、個別にあった教育が必要だと言う文面になってしまっている。要するに、立川では、分離教育も推進すると言っていると同等で、立川の先進性が損なわれる。個別にあった教育と言う言葉を根拠に、特別支援学校、特別支援学級が増えてきた歴史を考えると、非常に受け入れ難い。 以下のような修正を求める。 ・市は、障害の有無にかかわらず、全ての児童や生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、まずは同学年の通常学級において、個々に応じた教育を受けるための必要な措置を講ずることを検討する。 ・本人及び保護者の意見、専門家の見地から、特別支援学級、特別支援学校が適当な場合は、そこに措置する。ただしその場合、市は当該児童生徒を通常学級から完全に分離させないよう、交流及び共同学習の計画を立てなければならない。 ・市は、児童・生徒と保護者に対して、障害児、障害者について理解するために必要な知識を提供するとともに、教職員が障害児、障害者に対する理解を深めるために、必要な研修を行うこととします。 ・市立学校以外の市内で教育活動を行う事業者は、1項から3項に関して、必要な措置を講ずるよう努めることとする。	「個々に応じた教育」とは、共に学ぶ仕組み作りのため、教育制度から排除されず、必要な教育環境が整備され、教育の機会が与えられることや合理的配慮が提供されることを指しております。 そのためには、子どもの学力、学習スタイル、興味関心、生活経験や心身・社会的発達の状態及び学校の学習環境、社会的環境（制度等）、地域的環境、家庭的環境（教育理念や方針等）の様々な要因をもとに、子どものニーズを考えてまいります。 本条例では、子どもの健全な育ちにおいて、多様な他者とかかわり関係の作り方を学ぶことや他者を知る機会を増やしていくことを「育ち合う」とし、必要不可欠なものととらえているため、分離教育を推進するものではないことをご理解いただければと思います。
14	第3章 合理的配慮等	サマー学童等の民間委託事業者、指導者への障がい児への理解を深める研修が必要です。	障害や障害のある人に対する理解を深める手段として、研修の実施や啓発についても取り組んでまいります。

整理番号	該当項目	意見内容（要旨）	市の考え方
16	第3章 合理的配慮等	高次脳機能障害は、脳卒中などの病気などで脳に損傷を受け、思考、記憶、行為、注意、失語、身体などに残った障害ですが、正しい理解と支援があれば就労は十分に可能です。	高次脳機能障害についても理解促進に努めてまいります。
17	第3章 合理的配慮等	「市は身体障害者を対象としていた障害者枠の採用選考について、知的・精神障害者も受験可能とするよう改める」に関する一文を追加することを望みます。 立川市も障害者の募集は身体障害に限られており、来年度からは精神障害者も算定対象に含まれ、法定雇用率も上がります。市が採用に関する障害者間差別を行っている時点で、市が事業者に対する支援を行うというのは、筋が通っていないと感じます。 市も知的・精神障害者に正規職員の応募機会を与えるよう見直す姿勢を鮮明にすることにより、民間事業者への強いメッセージとなるものと考えます。	条例には、市職員採用における障害者枠の選考対象の規定はございませんが、障害者雇用促進法を踏まえ受験の機会について検討してまいります。
18	第3章 合理的配慮等	「1 保健及び医療」～「6 雇用」の項目には、市や事業者へ、障害に対する理解を深めるための研修の実施が具体的に記載されていますが、「7 公共的施設の利用」～「11 防災」の項目内には理解を深めるために「話を聞く」「必要な措置を講ずる」「努める」など、次に進むための記載が曖昧に思います。 特に「7 公共的施設の利用」については、多くの市民が使用する場であり、共に暮らしやすいまちを体現する最たる場です。 是非7～11にも「研修の実施」や「（理解を推進するための）冊子しおり等の配布」等、より次に進むための、具体的な記載を検討して頂きたいと思います。	「公共的施設の利用」や「文化芸術活動、スポーツ及び生涯学習」、「情報保障等」、「住居」につきましては、生活における様々な場面や関係者にかかわる分野のため、研修の実施などの具体的な記載はございませんが、必要な措置を講ずるものと規定しております。
20	第3章 合理的配慮等	「障害のある人の意見」とあるが「障害のある人および団体の意見」としていただきたい。 意見を聞く場合、新設・改築の時は青写真の段階すなわち変更が可能な段階にしていただきたい。仕様が固まった段階では意見が採用されないことが懸念される。	「障害のある人の意見」は個人・団体を問わず意見として尊重いたします。 公共的施設の設置や改修に当たっては、事前に障害のある人との対話や意見聴取により、円滑に利用できるよう配慮しております。
22	第3章 合理的配慮等	スポーツ少年団等地域スポーツでの指導者等に障がい児への理解を深める「研修」が必要です。 地域で障害者も含めた交流の場を促進する。そういう働きかけを行ってほしい。	障害や障害のある人に対する理解を深める手段として、研修の実施や啓発についても取り組んでまいります。
23	第3章 合理的配慮等	「情報保障」について、該当する事業は障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業・意思疎通支援事業ではないかと思われ、「意思疎通支援者」としています。業務の公的な性格や必要な専門性、守秘義務等を考えると「コミュニケーションの専門家」のような曖昧な表現より、法律に沿った「意思疎通支援者」の方が良いのではないかと思います。	ご意見を踏まえて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の規定に基づき、修正いたします。
24	第3章 合理的配慮等	コミュニケーションと意思疎通は違うし、専門家の規定があいまい。具体的に「手話通訳者及び要約筆記者等の意思疎通支援者」と記載のほうがわかりやすい。「等」が入ることで、聴覚障害者以外にも他の人との意思疎通が困難な人たちの支援者も含めることができると思います。	
25	第3章 合理的配慮等	「コミュニケーション専門家」という語句に引っかかりを覚えました。 ()を付けることに支障がないのであれば、例えば(手話通訳・文字通訳・触手話・点字など)というふうに具体的に明記した方がわかりやすいような気がします。	

整理番号	該当項目	意見内容（要旨）	市の考え方
26	第3章 合理的配慮等	失語症のある高次脳機能障害者は書く、読む、聞く、計算がスムーズにできないため、「ゆっくり、ハッキリ、簡単に大きな声で話す」「判らない時は絵、漢字（読めなくても意味が解る）地図などを使う」などの、障害の特性に配慮した措置が必要です。講演会などの会場では、要点筆記者、会話パートナーを置いて頂いて、手話さん、要約筆記者さんとは違った上記の方法で支援してほしい。高次脳機能障害は見た目には判らない方が多い事も問題点で困っております。 会話パートナーとは、言語聴覚士による講習を受けた方であり、立川市でも会話パートナーの養成講座をして頂いて一人でも多くの会話パートナーさんを育てて下さるようお願い致します。	情報保障に関する合理的配慮については、代読や筆談、絵カード等の活用を想定しておりますが、今後も必要な配慮を検討してまいります。 会話パートナーの養成については、失語症者向け意思疎通支援者事業について国がイメージを示したところであり、東京都等の動向に注視し研究してまいります。 なお、本年12月に予定されている障害者週間の期間中に、高次脳機能障害の団体の方々と共催で理解促進と支援を学ぶための講習会の実施を予定しております。
27	第3章 合理的配慮等	市域の不動産業者に障害者への理解を求める働きかけが必要である。	本条例において障害を理由とする差別を禁止しており、住居・不動産関係の事業者等に対しても、周知啓発を進めてまいります。
28	第3章 合理的配慮等	「精神」と分かるだけで、借りられる物件が一気に減ったり案内すらしていただけない不動産業者が未だにあるので、不動産業者、大家への正しい理解を求めます。	
30	第3章 合理的配慮等	防災時の情報保障を具体的に提示していけるとより安心できる地域になるかと思えます。	災害時の障害のある人に配慮した取り組みを検討してまいります。
31	第3章 合理的配慮等	オストメイトの立場から災害時の対応に関して個々の障害の特性に配慮したマニュアルを作成し周知して頂きたい。特に避難所マニュアルは配慮したものに作り直してほしい。 また、オストメイトのセルフケアが出来なくなった時の仕組み作りを誰にでもわかるように作ってほしい。	オストメイトの方も含め、障害のある人に配慮した避難対応マニュアルの策定を検討してまいります。
32	第3章 合理的配慮等	防災に関して市の支援は義務だと思います。「努めなければならない」ではなく「支援を行う」となれば、市民は安心して生活できるようになるでしょう	防災に関する事業を推進する際には、障害の特性に配慮した必要な支援が行えるよう努めてまいります。
33	第3章 合理的配慮等	大規模災害が発生したときに、市は3日から7日は救援体制が難しいので自助で生き延びて下さいと説明していますが、障害のある人達は一時避難所での集団生活が難しかったり、コミュニケーションや、車イス利用者向けの合理的配慮がなされていません。早急に障害者の防災計画を作り災害に対する準備態勢を準備して下さい。	防災計画を策定する際には、障害のある人への支援態勢の構築を、避難行動要支援者対策等の中で検討してまいります。また、福祉避難所の確保にも努めてまいります。
34	第4章 相互理解の促進	条例が一般市民に馴染むには時間のかかることと思います。地道に、小学校を始め教育機関や一般企業、医療・福祉事業所が条例を学べる機会、障害のある人と触れ合える相互理解の機会を増やしてほしいと思います。	障害や障害のある人に対する理解を広めるためには、早い段階である教育の場が重要であると認識しており、教育委員会とともに取り組みを進めてまいります。また、事業者等に対しても本条例の周知啓発に努めてまいります。
36	第5章 差別に関する相談体制	差別に対する相談体制について、差別問題が発生した場合には相談や苦情への適切な対応を欠かすことができません。そのために素案の相談窓口、あっせん、勧告・公表、調整委員会は重要なことです。 さらに、「相談・助言等」を「相談・苦情対応」として、「苦情」を加えるとともに、苦情対応のためのいわゆるオンブズ（マン・パーソン）の機能を持たせるべきです。	今だに障害を理由とした差別事案が報道されており、差別に対する相談体制の整備は重要項目です。相談窓口は、苦情を含めた「障害を理由とした差別に関する相談」に対応するものです。苦情については相談内容を吟味し、相談者からの承諾が得られれば、事実確認を行うとともに必要に応じて調整や助言を行います。 また、相談内容につきましては、調整委員会に事例として報告し情報共有してまいります。

整理 番号	該当項目	意見内容（要旨）	市の考え方
37	第5章 差別に関する相談体制	緊急性があるからこそ相談がされているので、窓口からあちこちたらい回しされることなく速やかに措置してほしい。	障害を理由とする差別に関する相談窓口につきましては、障害のある人などが分かりやすいよう周知してまいります。また、受け付けた相談がすべて障害福祉課へ速やかに報告され、必要な事実確認・調査・調整等について対応できる体制を構築いたします。
38	第5章 差別に関する相談体制	すべての窓口を一本化してほしいと思います。たとえば#7119のように救急車を呼ぼうか、少し様子を見るかわからず迷った時、こちらの番号にかければ相談にのっていただき、指示もいただけます。そのように電話をしたときに、そこである程度の判断をもって次につながる助言や道筋をつけられるような窓口にしていただきたいです。決して、電話のたらいまわしにならないようお願いいたします。もちろん電話の窓口だけという意味ではありません。	障害を理由とする差別に関する相談につきましては、市及び市の委託相談機関等が窓口となります。窓口の場所や連絡先等を障害のある人などが分かりやすいよう周知してまいります。また、受け付けた相談がすべて障害福祉課へ速やかに報告され、必要な事実確認・調査・調整等について対応できる体制を構築いたします。
39	第5章 差別に関する相談体制	条例が生きるよう相談体制の充実を切に希望します。	
40	第5章 差別に関する相談体制	相談・助言等…事実確認や調査を行うのはどことが？誰が？わかりません。明記してほしい。	市が事実確認や調査、助言等を行う旨、条文に規定いたします。
41	第5章 差別に関する相談体制	相談体制に不安が残るため、相談体制が機能する仕組みを作ることを希望します。	市及び委託相談機関等において、担当者会議を開催し情報共有や連携を図り、また、相談員を対象とした研修を実施するなど、相談体制が機能するよう整備してまいります。
42	第5章 差別に関する相談体制	一番深く携わることになると思いますが、福祉サービスの事業者への認識の低さが、この条例の実効性につながるかが心配です。勧告・公表に追加して～障害がある人にすばらしい配慮した事業者や個人を評価（表彰）するような場面をもつのもよいと思います。	表彰に関しましては、ご意見として参考にいたします。
43	第6章 雑則	本条例を施行するために別途「施行規則」が制定されると思いますが、条例策定検討委員会などの意見を聴き、反映するよう要望します。	施行規則につきましては、事務的な手続きを規定するものであり、法務担当とも協議し作成してまいります。
44	附則	附則について、「…障害者に係る法制度の動向を見ながら施行状況について検討し…」を「…本条例の施行状況について検証し、」とする。法制度の動向にかかわらず検証し、必要な改正などを行うべきです。	平成28年4月1日施行の「障害者差別解消法」が、施行後3年を目途に見直しを検討していることから、本条例への影響も鑑み「法制度の動向を見ながら」と規定しております。そのほか必要に応じた改正は視野に入れております。
45	附則	施策の実施状況の報告・公表の規定の追加について「市長は、毎年度、本条例に基づく施策の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表するものとする。」との規定を追加すべきです。議会に報告し、その監視（チェック）を受けるとともに、市民への説明責任を明らかにすべきです。	本条例は具体的な施策を規定し実施するものではありませんが、条例で規定する調整委員会において、差別解消を推進する取組等について検討してまいります。

整理 番号	該当項目	意見内容（要旨）	市の考え方
47	立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例全体に関する事	車椅子で立川市内を移動して多目的トイレを使用する際、いつも使用できなくて困っています。 本来使用したい人が長時間入り口の前で待っていることが多いです。確かに多目的トイレは障害者や高齢者のためだけのものではありません。健常者でも体調が悪い人などが使っていることになっていると思います。 しかし、ただ普通にお腹の調子が悪いから、それだけで多目的トイレを使用する人があまりにも多すぎます。 10年前と違い世の中に多目的トイレが増えた事は私たち車椅子ユーザーにとってありがたいことです。しかし使い方を間違っている人があまりにも多く困っています。7年前より多目的トイレの数はかなり増えました。本当にありがとうございますと思っています。しかし7年前よりも多目的トイレを使えなくなったのも事実です。 これでは何のために多目的トイレを世の中に普及していったのかわかりません。いつも悲しいなと思っています。	多目的トイレの使用に関しましても、利用する障害のある方等への配慮や思いやりのある使い方について周知啓発に努めてまいります。
48	立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例全体に関する事	条例が施行するにあたっての、啓発をたくさんして下さい。 現状、この条例が作られているということ自体を知らない方がほとんどです。 イベントでタレントさんと呼ぶなど、一般の人に知ってもらえる機会があればと思います。	周知啓発については重要な課題と認識し取り組んでまいります。
50	立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例全体に関する事	発達障害を抱えた二人（長女四年生、普通級、長男一年生、特別支援学級）を育児しております40代の母です。今は色々な支援を頂き、子供達もイキイキと生活できております。ありがとうございます。 私が、困ったり辛かったのは、まだ子どもが幼い頃、ATMの利用時や買物、子どもの遊び場など行く先々で、しつげが悪い、親が悪いと理解を頂けず罵倒され、よく帰宅して泣きました。 お子さんが遊ぶ各所で「目に見えない障害がある子供もいる、親も努力しても迷惑をかけてしまう事もあるが、温かい目で見守って下さい」と言う様なニュアンスの掲示があると良いな、と常々思います。	障害及び障害のある人に対する理解を深めるための普及・啓発に取り組んでまいります。

② ご提案いただいた意見・要望について関係部門と課題を共有し、今後の政策を検討する参考とさせていただくもの

整理番号	該当項目	意見内容（要旨）
9	第3章 合理的配慮等	小、中、高校の総合的な学習の時間やPTAの学習会へ積極的に講師を派遣して欲しい。
10	第3章 合理的配慮等	発達障害を抱えた子ども二人（長女四年生、普通級）を育児しております40代の母です。今は、色々な支援を頂き、子供達もイキイキと生活できております。ありがとうございます。 現在四年生の長女も、昨年は在籍校で居場所がなくなってしまう、通級先の学校に転学しました。見違える様に元気に前向きになり、喜んで通っている姿を見ると、学区外の学校二ヶ所の送迎も報われます。また、放課後デイサービスで支援を受けばこそ、成り立っている生活です。転学も、診断書、意見書と医療機関二ヶ所から持って行きましたが、学務課では「地域の子供は地域で育てるきまり」の一点張りで、しばらく話し合いに通いました。勿論、問題があるのは、我が子達です。ただ、地域でつまづいている子には、酷だと思えます。リセットしたり、逃げて新しい環境を得る機会を、もう少しおおらかにとらえて頂ければ良いな、と思います。こちら、学務課と連携して情報共有して頂けると良いのではないのでしょうか。学区の事は、大人の事情より、子供、その家族がどうしたら楽になるのか、を重点に置いて頂きたいです。積極的に動けない方々もいます。行政の方々のご理解が深ければ、今後、悩み苦しむ方々の生活や、子供達の人生も、新たな選択肢を得たり、それによって明るく変わる事も多いのではないのでしょうか。
13	第3章 合理的配慮等	発達障害を抱えた子ども二人（長男一年生、特別支援学級）を育児しております40代の母です。今は、色々な支援を頂き、子供達もイキイキと生活できております。ありがとうございます。 子どもが幼い頃、長男の療育で仕事量も制限され、勤務時間が少ないとの事で、待機児童で、保育所2ヶ所、時にはご近所さんに子供を託し、二年半、赤字で働きました。蓄えも尽き、精神的にも辛いものでした。何度も保育課に相談に行きましたが、勤務時間の事で問われ、苦しかったです。まず、預けるところがあればこそ、働けるのではないのでしょうか。 発達障害を抱えた子供の親は、普段から周りに非難されがちで、心身共に疲弊しています。どうか、診断が出ている場合は、保育課と障害福祉課と、横のつながりを強めて連携して頂き、勤務時間のみではなく、状況をよく聞き、保護者に寄り添って頂けたら、と思います。
15	第3章 合理的配慮等	法的に規定されている継続的な雇用でなくとも、臨時的に「就労体験」または就労体験につながる体験を行う場や各種団体への呼びかけがあるとよいと思います。既に行っている団体、地域等の紹介も良いと思います。
19	第3章 合理的配慮等	道路設計について、歩道と車道の境目の2cm程度の段差が前輪の小さい車椅子にとっては厳しく、この僅かな段差のため無理に通ろうとすると、段差に引っ掛かり車椅子に乗っている者がシートベルトもないため、前に放り出される危険があります。歩道・車道の段差の必要性は全くなく、ツラを同じにすべきです。 今後の改修工事に際しては是非この点の配慮をお願いしたいと思います。
21	第3章 合理的配慮等	障害者に情報が伝わりにくい。障害者がどのような情報を求めているかを聞く。例えば講座等障害者の意見を聴いて実施する講座もあつていい。障害者に意思表示があれば参加できることをもっとアピールしたい。
29	第3章 合理的配慮等	現在立川市の肢体不自由の方は日中は、学校、作業所やデイサービス等に通い、夕方親の待つ自宅やグループホーム等に帰る生活をおくっています。親亡き後は施設やグループホーム、24時間ヘルパー、兄弟等に頼らざるを得ません。しかし現実には『施設から地域へ』の政府の方針のもとグループホーム以外は難しく、ホームの新設が急務となっております。しかし、肢体不自由の方の場合、設備面等で初期費用もかかり介助の為の人員も多く必要となり、その開設は非常に難しくなっております。一方、平成20年住宅土地統計調査によると、立川市の空き家は、賃貸用8,780戸、個人住宅1,430戸、空き家率10%となっており、その解消が急務となっております。この空き家のうち広めのものをグループホームに改修し活用できれば、この二つの問題を一気に解決する切り札になるでしょう。市にはぜひその仕組みづくりをお願い致します。 ※H25年空家数9,010戸（内賃貸物件6,980戸、個人住宅1,550戸）で空家率は10.8% 第3次住宅マスタープランより
35	第4章 相互理解の促進	学校と地域スポーツ等指導者等との情報交換や理解促進、連携も必要と思います。
49	立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例全体に関する事	障害を持つ子の親として、実現してほしいことをまとめていただいたこと、心より感謝しております。あとは、この条例が今後どのように具体化していくのか…その道筋、計画を、条例制定と同時に示していただきたいです。

③ 本パブリックコメントは、立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例に対する意見募集であるため、ご提案いただいた意見・要望につきましては関係部門と課題を共有化させていただくもの

整理番号	該当項目	意見内容（要旨）

④ 市政に対するご意見としていただいたもの

整理番号	該当項目	意見内容（要旨）
46	立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例全体に関する事	条例素案のパブリックコメント募集は不適切な大衆的意見の求め方に該当するため改められたい。

⑤ その他

整理番号	該当項目	意見内容（要旨）
51	立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例全体に関する事	条例制定の背景と経緯について、障害者基本法第4条の「実行法」とは聞きなれない用語ですが、どのような意味でしょうか。また、障害者差別解消法は、その第1条で「障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、・・・」と規定しており、障害者基本法第4条のみに基づいた法律ではないと考えますがいかがでしょうか。